

9月22日（木） 知事会見

- 1 県議会9月定例会が開会
- 2 長野県森林づくり県民税に関する基本方針案の公表
- 3 新型コロナウイルス感染症への対応
 - (1) 「医療特別警報」を解除し、「医療警報」に切り替えます
 - (2) 9/26以降の発生届の限定化に係る県の対応

1 県議会9月定例会が開会

2 長野県森林づくり県民税に関する基本方針案の公表

3 新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 「医療特別警報」を解除し、「医療警報」に切り替えます

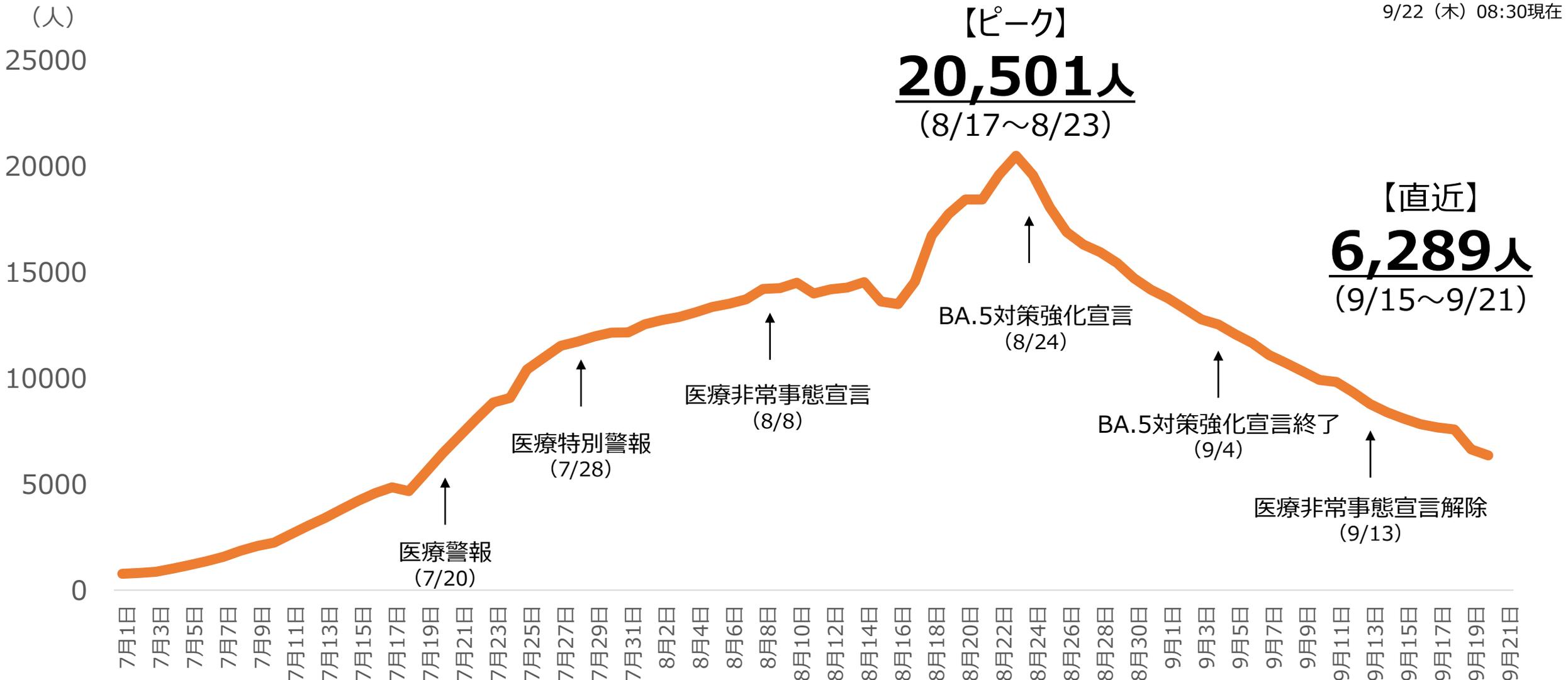
(2) 9/26以降の発生届の限定化に係る県の対応

- 1 県議会9月定例会が開会
- 2 長野県森林づくり県民税に関する基本方針案の公表**
- 3 新型コロナウイルス感染症への対応
 - (1) 「医療特別警報」を解除し、「医療警報」に切り替えます
 - (2) 9/26以降の発生届の限定化に係る県の対応

- 1 県議会9月定例会が開会
- 2 長野県森林づくり県民税に関する基本方針案の公表
- 3 新型コロナウイルス感染症への対応**
 - (1) 「医療特別警報」を解除し、「医療警報」に切り替えます**
 - (2) 9/26以降の発生届の限定化に係る県の対応

直近1週間の新規陽性者数の推移 (R4.7~)

「医療非常事態宣言」解除後も減少傾向が継続、直近ではピーク時の3割以下 (6,289人) まで低下

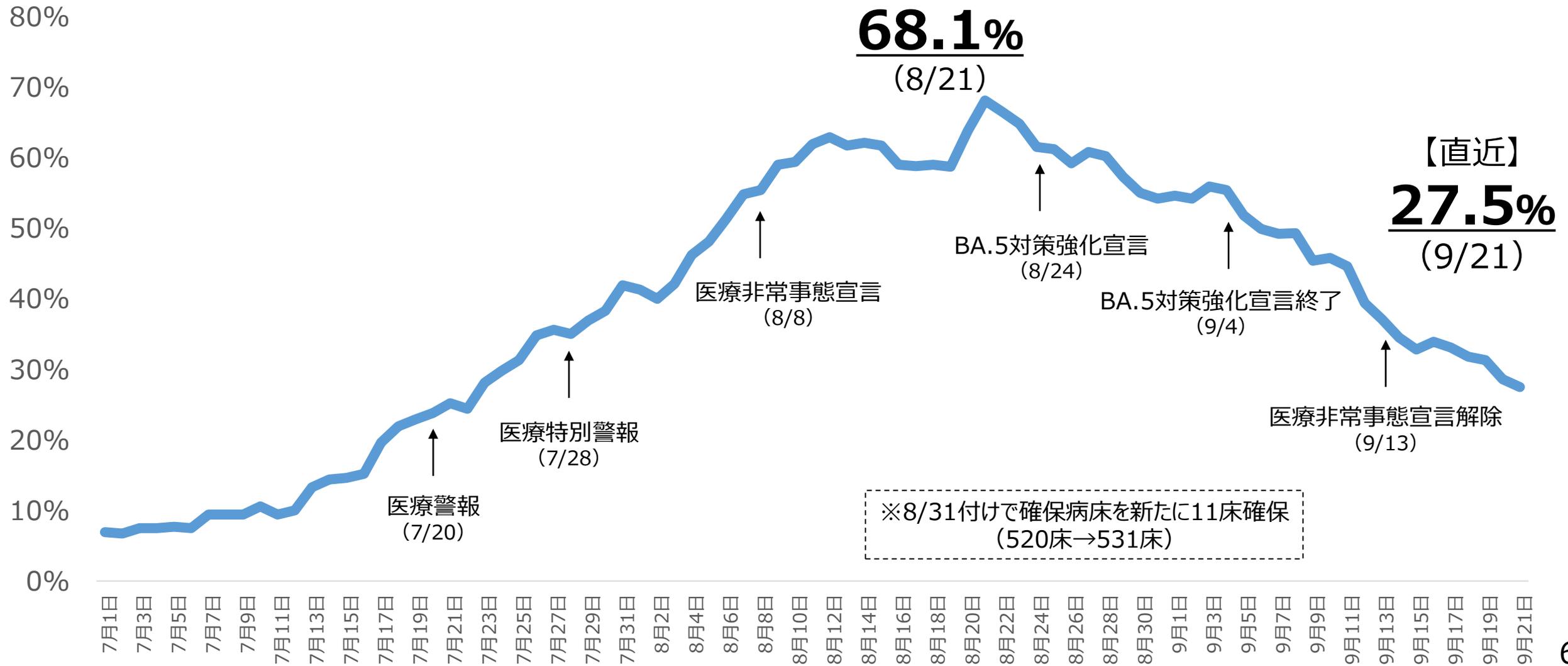


* 新規陽性者数は発生届受理日ベース 5

確保病床使用率の推移 (R4.7~)

「医療非常事態宣言」解除後も着実に減少し、昨日時点で27.5%まで低下

9/21 (水) 20:00現在

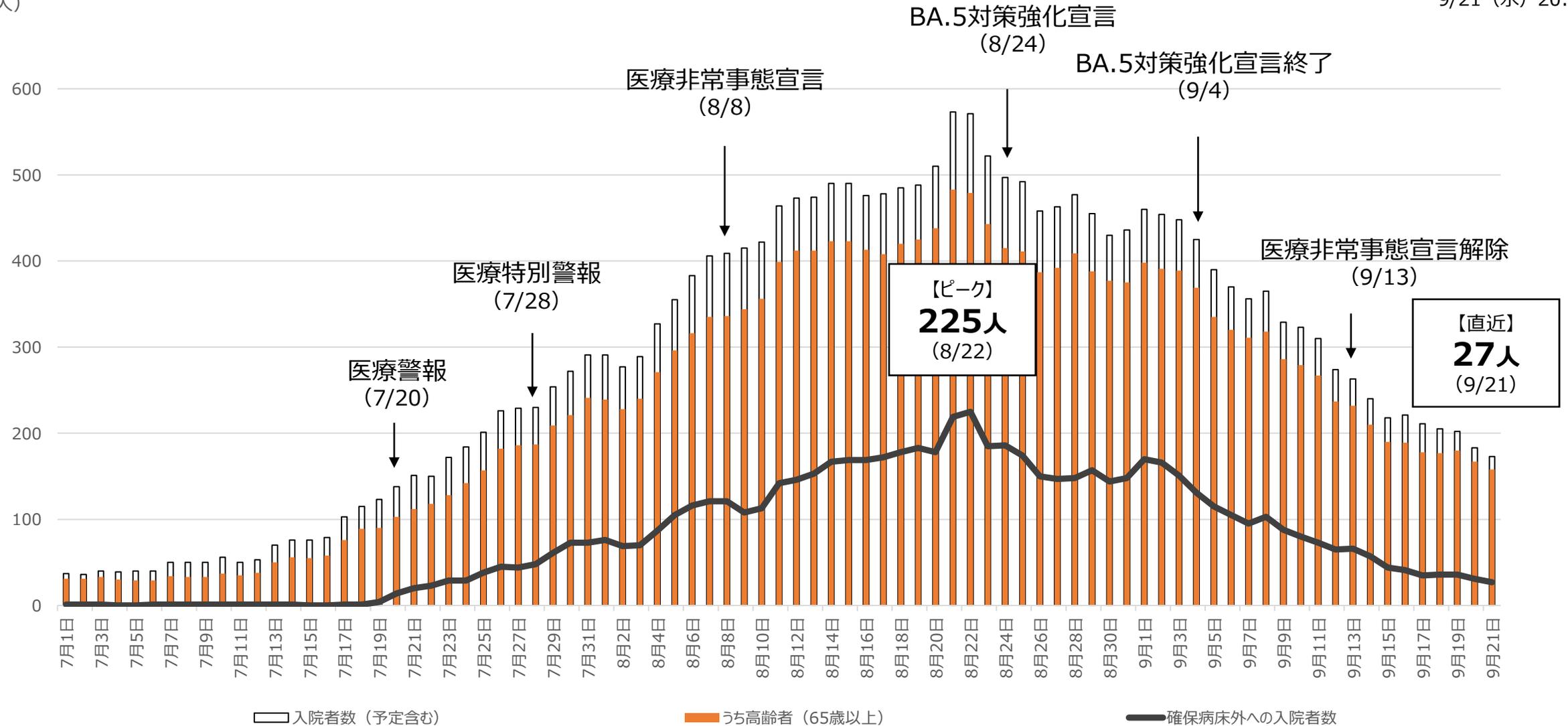


入院者（確保病床外）の状況

確保病床外の入院者も直近ではピーク時の約1割まで減少（225人（8/22）→ 27人（9/21））

(人)

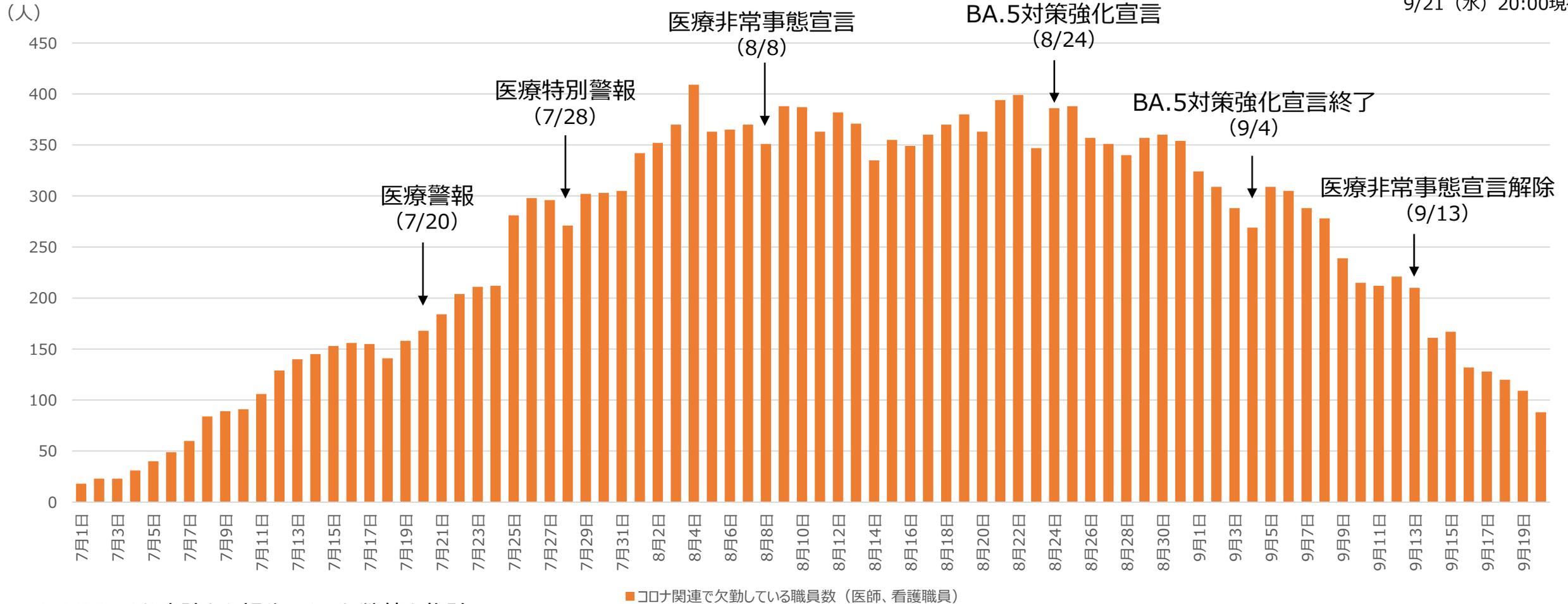
9/21（水）20:00現在



医療従事者の欠勤状況

医療従事者の欠勤も減少傾向が継続（直近ではピーク時の約2割まで低下）

9/21（水）20:00現在



※G-MISにより病院から報告のあった数値を集計

※直近1週間程度は追加報告等による変動があるため、暫定値

※コロナ関連で欠勤している職員数：本人・家族が感染、疑い患者、濃厚接触者であることに加え、コロナに関連した学校の休校等による家族の世話などを理由に休んでいる医師や看護職員の人数

- 以上の状況を踏まえ、「**医療特別警報**」を解除します
- なお、**確保病床使用率は依然として25%を超過**



「医療警報」に切り替え、医療負荷の更なる軽減を目指します

目標

確保病床使用率25%を安定的に下回ることを目指す

【本日切替え後の感染警戒レベル】

※「医療警報」発出中のため、圏域のレベル上限は4

レベル	圏域
4	佐久、上田、諏訪、上伊那、南信州、松本、北アルプス、長野、北信
3	木曽

「新型コロナ第7波における県民の皆様へのお願い」 (9/22一部改定)

に沿った行動をお願いします

1 県議会9月定例会が開会

2 長野県森林づくり県民税に関する基本方針案の公表

3 新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 「医療特別警報」を解除し、「医療警報」に切り替えます

(2) 9/26以降の発生届の限定化に係る県の対応

発生届の限定化の概要

重症化リスクの高い方を守るため、**発生届の対象を限定**し、保健医療体制の強化・重点化を推進

これまで

発生届の対象者：

すべての陽性者

9月26日以降

発生届の対象者：

次の方に限定

- ① 65歳以上の方
- ② 入院が必要な方
- ③ 重症化リスクがありかつコロナ治療薬や酸素投与を必要と医師が判断する方
- ④ 妊婦

保健所は、医療機関から提出される発生届に基づき、**すべての陽性者の情報を把握**しています。
(氏名・性別・年齢・住所・症状・診断方法等)

保健所は、①～④**以外の陽性者の情報を把握できなくなります**。ただし、医療機関等からの報告により**陽性者の総数と年代は引き続き把握**します。

9/26以降の県の対応

軽症者登録センター及び健康観察センターを引き続き運営しつつ、今後を見据え、陽性者が直接診断医やかかりつけ医へ相談・受診できる医療提供体制へ移行する

変更する主な対応

- **発生届対象外の方への保健所等からの連絡の廃止**
 - ・診断後に医療機関等で療養期間や療養時の注意事項等を記載したチラシを配布
 - ・症状悪化時など受診を希望する場合は、診断医やかかりつけ医を直接相談・受診するよう案内
- **療養証明書発行の終了（発生届対象外の方のみ）**
- **軽症者登録センターの登録対象年齢の拡大**
 - ・「20歳～49歳」から「中学生～65歳未満」に拡充

継続する主な対応

- 発生届対象の方への対応（保健所等からの連絡、健康観察センターによる健康観察等）
- 発生届対象外の方への健康観察センターによる相談対応
- 診断後の医療費公費負担、宿泊療養施設への入所、生活支援物資等の配布

➤ 保健所・健康観察センターからの連絡がなくなりますので、以下の点にご留意願います。

- 療養開始時に医療機関等からお渡しするチラシに療養期間や療養時の注意事項、物資の配布等について記載がありますので、よくご確認ください。
- 症状悪化時など受診を希望する場合は、コロナ陽性を診断した医療機関またはかかりつけ医へ相談・受診してください。
(呼吸困難や意識障害など急を要する場合は119番へ)
- かかりつけ医がないなど、受診先がない場合は健康観察センターへご相談ください。
- お困りごとへのご相談は引き続き健康観察センターへご相談ください。

発生届対象外となる方へのお願い②

- 宿泊療養施設への入所、生活支援物資の配布等を継続しますので、希望される場合は、チラシに記載された連絡先までご連絡ください。
- 発生届対象外の方への療養証明書の発行は行いませんので、チラシや検査結果通知等、他の書類で代替可能か提出先にご確認願います。
- 軽症で重症化リスクがない中学生から65歳未満の方で、医療機関への受診を希望されない方は、軽症者登録センターを積極的にご利用ください。

本日の新型コロナ対策本部会議における知事指示事項

- ① 9月26日から陽性者への対応が大きく変わる
➡ 関係者に内容がしっかり伝わるよう周知を
- ② 陽性者数は減少基調であるものの第6波に比べてまだ多い水準
➡ 重症化リスクが高い方を守るため、呼びかけ内容の徹底を（レベル4圏域）
- ③ Withコロナに向けて様々な取組が必要な局面
➡ 観光・飲食など比較的大きな影響を受けている事業者の皆様と連携して対応を
- ④ 新型コロナとの闘いが終息したわけではない
➡ 次の波への対応について、季節性インフルエンザとの同時流行も視野に入れて検討を